

## 「倉敷市国民保護計画（改正案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市国民保護計画（改正案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

### 記

1 意見等の件数 1人 7件

2 御意見の要旨と市の考え方  
次ページのとおりです。

3 今後の予定

倉敷市国民保護計画（改正案）を倉敷市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表します。

4 参考

意見募集期間 平成28年12月1日（木）～12月31日（土）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 総務局 防災危機管理室

No.	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	市民の意見はパブリックコメント以外にも受け付けてもらえますか。	<p>本市におきましては、市民の皆様からの意見等を受け付ける制度として「市民提案制度」を用意しております。</p> <p>市民提案制度の詳細につきましては、次に掲げるアドレスから御確認ください。</p> <p>倉敷市 市民公聴課 市民提案制度 ホームページアドレス</p> <p><a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/siminkouchou/teian/">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/siminkouchou/teian/</a></p> <p>また、業務内容についての御質問及びお問い合わせなどは、各担当課へ、直接お願いいたします。</p>
2	倉敷市議会で国民保護計画について、どういふ論議になっているか知ることはできますか。	<p>市議会の会議（本会議や委員会）については、公開で開催されており、会議の傍聴や会議録の閲覧をすることができます。具体的な傍聴手続きや閲覧方法等につきましては、次に掲げるアドレスから御確認ください。</p> <p>&lt;会議の傍聴&gt;</p> <p>倉敷市議会 議会の傍聴 ホームページアドレス</p> <p><a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1332">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1332</a></p> <p>&lt;会議録の閲覧&gt;</p> <p>倉敷市議会 会議録検索システム ホームページアドレス</p> <p><a href="http://www.gijiroku.net/city.kurashiki/">http://www.gijiroku.net/city.kurashiki/</a></p>
3	基本方針の基本的人権尊重で、国民の自由と権利に制限が加えられるときがあっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。となっていますが、自衛	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」といいます。）第5条において、「基本的人権の尊重」が規定されており、基本的人権の尊重は適切に担保されていると考えております。</p>

	<p>隊・警察が参加しておる国民保護計画で可能なのでしょうか。</p>	
4	<p>自主防災会は災害対策基本法で位置付けられています。武力攻撃を想定していません。国民保護計画に基づく避難訓練に自主防災組織は関われないと思いますがどうでしょうか。</p>	<p>国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とする法律です。</p> <p>このため、同法第4条では国民の協力等について、「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」とされ、又「国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。」と規定しております。</p> <p>つきましては、自主防災組織が国民保護計画に基づく避難訓練等に関わることは可能と考えております。</p>
5	<p>市国民保護計画を読んでいて町内会・自治会を利用して武力攻撃に対処するように感じます。町内会・自治会は親睦と福祉の増進を目的とした自主的な組織です。地震とか風水害の災害時には協力する団体と思います。どうでしょうか。</p>	<p>「町内会・自治会を利用して武力攻撃に対処する」の趣旨が明らかではありませんが、本市の国民保護計画において武力攻撃事態等への対処として、市が町内会、自治会及び自主防災組織に協力を要請する事項として定めていることは、避難住民の誘導や救援です。</p> <p>つきましては、町内会、自治会及び自主防災組織の設立趣旨に反することは無いと考えております。</p>
6	<p>市国民保護計画では攻撃を受ける立場ですが、仮想敵国に攻撃を受けなくてもよい関係を別につくることが重要です。別ルートでお願いは可能でしょうか。</p>	<p>諸外国との間で良好な関係を構築することは、大変重要であると考えます。</p> <p>「別ルートでお願いは可能か」の趣旨が明らかではありませんが、仮に外交に関することであれば、外務省において国民の皆様からの意見等を受け付けており、次に掲げるアドレスから御確認ください。</p> <p>外務省 国民の皆様からの御意見 ホームページアドレス</p>

		<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/index.html</a>
7	武力攻撃原子力災害を想定した計画は戦争態勢です。これに自主防災組織を利用することは考えられません。こうならないようにしましょう。	武力攻撃原子力災害のような事態とならないように努力することが大切と考えます。

# パブリックコメント要約版

<b>1 案件名</b>
「倉敷市国民保護計画(改正案)」のパブリックコメント
<b>2 募集期間</b>
平成28年12月1日(木)～平成28年12月31日(土)
<b>3 趣旨</b>
<p>倉敷市では、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画を踏まえ、国民の協力のもと、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的として、倉敷市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、平成19年に倉敷市国民保護計画の初版を策定しています。</p> <p>今回、国・県の国民保護計画との整合を図るとともに、市の組織改革の反映や統計数値の時点修正、字句や表現の整理等、倉敷市国民保護計画の改正を行いました。</p> <p>倉敷市地域防災計画の改正案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見等をお伺いするパブリックコメント(意見募集)を実施します。</p>
<b>4 資料閲覧場所</b>
本庁防災危機管理室、情報公開室、児島・玉島・水島の各支所総務課、真備支所市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所、市ホームページ
<b>5 提出方法</b>
担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日・12月29日～12月31日を除く 8時30分～17時15分) 件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。
<b>6 問合せ先</b>
本庁防災危機管理室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 426-3131 FAX 421-2500 Eメール dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

# 倉敷市国民保護計画（案）

平成29年 月

倉 敷 市

# 目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務，計画の位置づけ，構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し，変更手続	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章	市の地理的，社会的特徴	5
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	7
1	武力攻撃事態	7
2	緊急処理事態	7
第2編	平素からの備えや予防	9
第1章	組織・体制の整備等	10
第1	市における組織・体制の整備	10
1	市の各部局等における平素の業務	10
2	市職員の参集基準等	11
3	消防機関の体制	13
第2	関係機関との連携体制の整備	14
1	基本的考え方	14
2	県との連携	14
3	近接市町との連携	15
4	指定公共機関等との連携	15
5	ボランティア団体等に対する支援	16
第3	通信の確保	16
1	非常通信体制の整備	16
2	通信の確保	18
第4	情報収集・提供等の体制整備	18
1	基本的な事項	18
2	警報等の伝達に必要な準備	18
3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	19
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	20
第5	研修及び訓練	21
1	研修	21
2	訓練	22
第2章	避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	23
1	避難に関する基本的事項	23
2	避難実施要領のパターンの作成	24
3	救援に関する基本的事項	24

4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	25
5	避難施設の指定への協力	25
6	生活関連等施設の把握等	26
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	27
1	市における備蓄	27
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	27
第4章	国民保護に関する啓発	28
1	国民保護措置に関する啓発	28
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	28
第3編	武力攻撃事態等への対処	29
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	29
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	29
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	30
第2章	市対策本部の設置等	31
1	市対策本部の設置	31
2	通信の確保	36
第3章	関係機関相互の連携	37
1	国・県の対策本部との連携	37
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	37
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	37
4	県及び他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	38
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等	38
6	市の行う応援等	39
7	ボランティア団体等に対する支援等	39
8	住民への協力要請	40
第4章	警報及び避難の指示等	40
第1	警報の伝達等	40
1	警報の内容の伝達等	40
2	警報の内容の伝達方法	41
3	緊急通報の伝達及び通知	42
第2	避難住民の誘導等	42
1	避難の指示の通知・伝達	42
2	避難実施要領の策定	43
3	避難住民の誘導	46
第5章	救援	48
1	救援の実施	48
2	関係機関との連携	49
3	救援の内容	50
第6章	安否情報の収集・提供	51



1	安否情報の収集	5 1
2	県に対する報告	5 2
3	安否情報の照会に対する回答	5 2
4	日本赤十字社に対する協力	5 3
第7章	武力攻撃災害への対処	5 3
第1	武力攻撃災害への対処	5 3
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	5 3
2	武力攻撃災害の兆候の通報	5 4
第2	応急措置等	5 4
1	退避の指示	5 4
2	警戒区域の設定	5 5
3	応急公用負担等	5 6
4	消防に関する措置等	5 6
第3	生活関連等施設における災害への対処等	5 8
1	生活関連等施設の安全確保	5 8
2	危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	5 9
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	6 0
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	6 0
1	生活関連等施設の安全確保	6 0
2	NBC攻撃による災害への対処	6 1
第8章	被災情報の収集及び報告	6 3
第9章	保健衛生の確保その他の措置	6 4
1	保健衛生の確保	6 4
2	廃棄物の処理	6 5
3	文化財の保護	6 6
第10章	国民生活の安定に関する措置	6 6
1	生活関連物資等の価格安定	6 6
2	避難住民等の生活安定等	6 7
3	生活基盤等の確保	6 7
第11章	特殊標章等の交付及び管理	6 8
第4編	復旧等	7 0
第1章	応急の復旧	7 0
1	基本的考え方	7 0
2	公共的施設の応急の復旧	7 0
第2章	武力攻撃災害の復旧	7 0
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	7 1
1	国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	7 1
2	損失補償及び損害補償	7 1
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	7 1

4	市民の権利利益の救済に係る手続等	72
第5編	緊急対処事態への対処	73
1	緊急対処事態	73
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	73

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力のもと，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，その責務に鑑み，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，市内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 3 市国民保護計画の見直し，変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については，国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の

見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

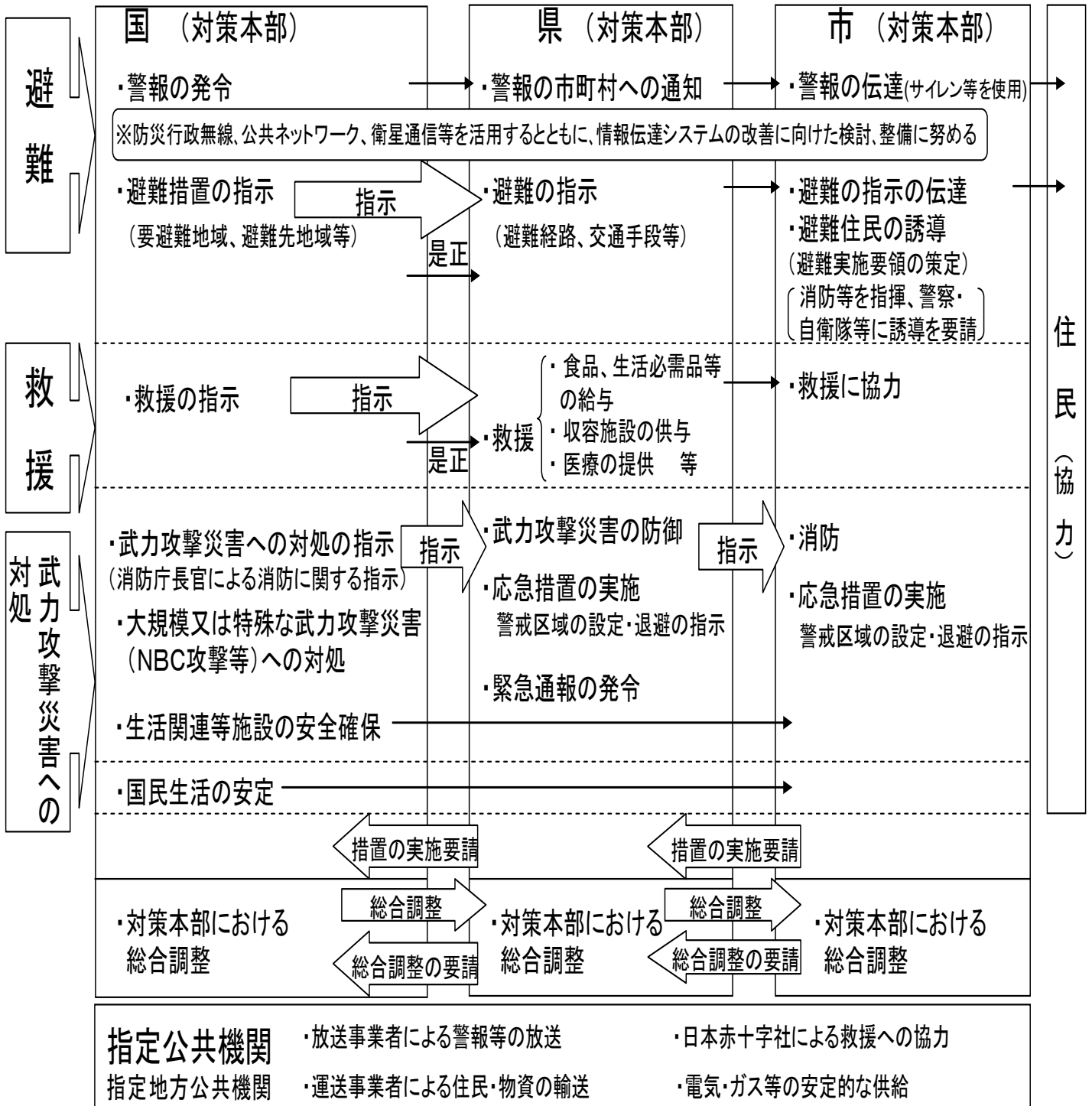
(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

## 市の事務

## 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 避難の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 第4章 市の地理的，社会的特徴

## (1) 地形

倉敷市は，岡山県の南西部に位置し，南は瀬戸内海に面している。東は玉野市，岡山市，早島町に，西は浅口市，矢掛町に，北は総社市に接している。

倉敷，玉島，船穂，真備地区には，県下三大河川の一つである高梁川の堆積作用によって備中平野がひらけ，児島地区は岡山県最南端に位置し，瀬戸内海にその半分が突出し，海岸線に沿って東西に帯状に伸びている。

## (2) 気候

倉敷市は，年を通じ温和で風雨は少なく，年平均気温は15度内外，年平均総雨降水量は~~1,200~~1,000ミリメートル程度で，瀬戸内気候型である。

## (3) 人口等分布（地区別）

平成28年4月31日現在

区分	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	合計	
性別	男	94,846	45,363	34,255	31,212	7,398	7,961	3,599	11,119	235,753 人
	女	101,981	43,888	36,799	33,174	7,930	8,390	3,826	11,806	247,794 人
人口	196,827	89,251	71,054	64,386	15,328	16,351	7,425	22,925	483,547 人	
世帯数	83,552	39,651	30,751	26,696	6,485	6,327	2,827	8,753	205,042 世帯	
面積		140.80	80.33	60.35	13.84	5.25	10.87	44.19	355.63 k m <sup>2</sup>	

## (4) 道路の位置等

道路は，東西方向の山陽自動車道や国道2号線等の国土軸を形成している基幹的交通軸上にあり，さらに四国や山陰に結ぶ南北方向の広域交通網である瀬戸中央自動車道・他市であるが岡山自動車道などの高速道路の各広域交通網との交差する結節点となっ

ている。また、幹線的な道路のうち主なものは、国道429号、430号、486号である。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR山陽新幹線、JR山陽本線、JR瀬戸大橋線、JR伯備線、井原鉄道、水島臨海鉄道があり、港湾は、水島港（水島地区、玉島地区及び児島地区）があり、特定重要港湾に指定され、玉島ハーバーアイランドの水島港国際コンテナターミナルが供用開始している。

(6) その他の施設概要

【コンビナートの概要】

特別防災区域名	事業所数	企 業 名
水島臨海地区	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭化成ケミカルズ(株)水島製造所 (B地区事業所)</li> <li>・旭化成ケミカルズ(株)水島製造所 (C地区事業所)</li> <li>・<del>(株)ジャパンエナジー 水島製油所 (B地区事業所)</del></li> <li>・<del>(株)ジャパンエナジー 水島製油所 (C地区事業所)</del></li> <li>・JXエネルギー(株)水島製油所A工場</li> <li>・JXエネルギー(株)水島製油所B工場</li> <li>・JXエネルギー(株)水島製油所第2原油基地</li> <li>・JXエネルギー(株)水島製油所潤滑油物流センター</li> <li>・三菱化学(株)水島事業所</li> <li>・日本ゼオン(株)水島工場</li> <li>・三菱ガス化学(株)水島工場</li> <li>・日本合成化学工業(株)生産技術本部水島工場</li> <li>・<del>新日本石油精製(株)水島製油所</del></li> <li>・<del>ダイソー(株)大阪ソーダ</del>水島工場</li> <li>・中国電力(株)玉島発電所</li> <li>・瀬戸内共同火力(株)倉敷共同発電所</li> <li>・JFEスチール(株)西日本製鉄所 (倉敷地区)</li> <li>・<del>JFEケミカル(株)西日本製造所倉敷工場</del></li> <li>・中国電力(株)水島発電所</li> <li>・日清オイリオグループ(株)水島工場</li> <li>・関東電化工業(株)水島工場</li> <li>・荒川化学工業(株)水島工場</li> <li>・日本曹達(株)水島工場</li> <li>・(株)水島オキシトン水島工場</li> <li>・岡山化成(株)水島工場</li> <li>・<del>東京製鐵(株)岡山工場</del></li> <li>・三菱自動車工業(株)水島製作所</li> <li>・(株)クラレ倉敷事業所(玉島)</li> <li>・水島エコワークス(株)</li> <li>・中国精油(株)水島工場</li> </ul>



※ 水島臨海地区には、現在、石油コンビナート等災害防止法にいう第一種事業所が~~14~~ 13、第二種事業所が~~11~~ 12 操業している。

同地区における石油の貯蔵取扱量は~~1,100~~ 959万kl、高圧ガス（不活性ガスを除く。）の総処理量は~~138,319~~ 126,827万Nm<sup>3</sup>/日であり、当該地区へ設置されている施設は特定法（主に消防法、高圧ガス保安法及び労働安全衛生法）の規定に基づき保安管理がなされている。

また、液化天然ガス（LNG）の受け入れ基地もあり、現在、40万トンの貯蔵能力を有するLPガス国家備蓄基地の建設も進められが運用されている。

なお、県では石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和51年度に石油コンビナート関係機関の代表者（倉敷市からは、市長、副市長、消防局長、危機管理監が本部員として参加）により構成される「岡山県石油コンビナート等防災本部」を設置し、さらに「岡山県石油コンビナート等防災計画」を策定し、以来、同計画に基づき災害の未然防止と拡大防止を基本としたコンビナート総合防災対策を推進している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

### 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、ける緊急処理事態としては、~~県国民保護計画において想定されている武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）~~で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいい、以下に掲げる事態を対象とする。

~~なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。~~

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
  - イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散，炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布，市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布，水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ，弾道ミサイル等の飛来

※ダーティボム 放射性物質を散布することにより，放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

##### 1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【市の各部局等における平素の業務】

部局名	平素の業務
各対策部共通	1 市国民保護措置に関する調査、計画、資機材の整備、備蓄、訓練等 2 各所管施設の武力攻撃災害における応急復旧の体制整備
危機管理対策部 (防災危機管理室・ 情報政策課)	1 市国民保護措置の準備の総括 2 市国民保護対策本部の組織・体制・参集基準、資機材等の整備 3 市内における国民保護措置の準備の総合調整 4 国民保護措置の準備に係る関係機関(国、県、他の市町村、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、医療機関)との連携の体制整備 5 警報の伝達、避難指示等の体制整備 6 非常通信体制、 <u>防災無線倉敷市緊急情報提供無線システム</u> ・かわせみネット等の整備・管理と確保 <del>7 被災情報の収集・提供の体制整備</del> 8 7 救護所、避難場所(広域含む。)等の指定・管理指導・連絡調整 9 8 国民保護に係る物資及び資材の備蓄・訓練並びに啓発等 10 9 <u>災害時要援護者高齢者、障がい者等</u> の避難・救援の体制整備
総務対策部 ( <u>政策審議監</u> ・市長 公室・ <u>総合政策局企</u> <u>画財政局</u> ・総務局・ <u>収入役室</u> ・ <u>出納室</u> ・ 議会事務局・選挙管 理委員会事務局・監 査事務局)	1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 2 職員の活動支援、安否情報、補償等に関する体制整備 3 国民保護に係る市有財産・集中管理車両等の整備・管理 4 国民保護措置関係予算その他財政に関する調査、検討 5 写真等による被災情報の記録・収集等 6 住民の避難誘導に係る調査、計画の体制整備 7 安否情報の収集・提供の体制整備 8 <u>外国人保護等被災情報の収集・提供</u> の体制整備 9 町内会、自治会及び自主防災組織への連絡調整・支援 <del>10 ボランティア団体等の受入調整の体制整備</del> 11 10 渉外・議会に関すること 12 11 市役所仮庁舎・現地保護本部の設置場所・資機材等の準備 13 12 特殊標章(赤十字標章を除く。)の作成・交付、許可準備 14 13 市税・諸収入減免制度等の制定、周知 15 14 応急公用負担の体制整備 16 15 その他各対策部の事務に属さないもの

部局名	平素の業務
市民環境対策部 (市民環境局市民局・環境リサイクル局)	1 救護所、避難場所(広域含む。)等開設・運営の体制整備 2 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備 3 生活必需品の給与・確保体制の整備 4 入浴施設、トイレ等確保、提供の調査、計画の体制整備 5 死体処理、埋葬の体制整備 6 廃棄物、し尿の処理の体制整備 7 有害物質等の保安の体制整備 8 人権擁護の体制整備 9 他の対策部に属さない生活支援及び保護 10 下水道の状況確認・確保・情報提供の体制整備 11 下水道に被害調査・応急復旧の体制整備
保健福祉対策部 (保健福祉局・保健所)	1 ボランティア団体等との支援・調整の体制整備 2 緊急り災証明に係る体制整備 3 災害時要援護者高齢者、障がい者等の避難、救援の体制整備 4 医療・助産、避難に関する計画の体制整備 5 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材の体制整備 6 食品衛生、水質検査等の体制整備 7 保育所及び認定こども園の園児の避難、救援等に関する調査、計画の体制整備 8 保育所及び認定こども園の園児の応急保育及び教育に関する調査、計画の体制整備 9 義援金品(見舞金、救援物資)の収配の体制整備 10 費用の出納及び物品の調達 11 住民の健康維持、保健衛生特に精神衛生管理の体制整備 12 福祉避難所に関する体制整備
商工農林文化産業対策部 (経済局文化産業局・農業委員会事務局)	1 輸送力の調査、計画、手配に関する体制整備 2 商工業関係の被害調査・対策に関する体制整備 3 就職支援に係る体制整備 4 観光施設等との連絡調整 5 農水産物の供給の体制整備 6 農林水産業関係の被害調査・対策に関する体制整備 7 家畜防疫、死亡獣畜処理等の体制整備 8 応急復旧資材等の調達の体制整備 9 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備 10 外国人保護等の体制整備
建設対策部 (技監・建設局)	1 道路の状況確認・確保・情報提供の体制整備 2 応急仮設住宅等の手配・建築供与の体制整備 3 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する連絡、体制整備 4 市街地等の状況調査、対策に関する体制整備 5 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備 6 危険工作物、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備 7 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備 8 建築の制限、緩和等に関する体制整備 9 被災者住宅再建支援制度等の整備 10 特殊車両の通行許可に要する調査等 11 市営住宅の状況確認・提供・応急復旧の体制整備 12 <del>下水道の状況確認・確保・情報提供の体制整備</del> 13 <del>下水道の被害調査・応急復旧の体制整備</del>

部局名	平素の業務
消防対策部 (消防局)	1 消火, 救急, 救助の調査, 計画, 体制整備, 訓練等 2 危険物等保安体制整備 3 被災情報の収集・提供の体制整備 4 避難誘導, 救出の体制整備 5 行方不明者の捜索 6 緊急復旧等の体制整備 7 消防団, 所管施設等との連絡の体制整備 8 特殊標章(赤十字標章を除く。)の作成, 交付許可
水道対策部 (水道局)	1 上水道の状況確認・確保・情報提供の体制整備 2 上水道の被害調査・応急復旧・給水の体制整備 3 飲料水の供給確保の体制整備・提供の体制整備
教育対策部 (教育委員会)	1 園児・児童・生徒の避難, 救援等に関する調査, 計画, 体制整備 2 園児・児童・生徒の応急教育に関する調査, 計画, 体制整備 3 文教施設等の状況把握, 対策, 提供に関する調査, 体制整備 4 文化財の調査・保護準備 5 避難施設の開設及び管理に関する体制整備
地区本部	1 各所管事務分掌に準ずる

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は, 武力攻撃災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため, 武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は, 武力攻撃等が発生した場合において, 事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため, 消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど, 速やかに市長及び国民保護対策担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は, 事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため, 下記の体制を整備するとともに, その参集基準を定める。

その際, 市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当部局体制	国民保護担当職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として, 市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが, 具体的な参集基準は, 個別の事態の状況に応じ, その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、副本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市国民保護対策本部長（市長）	助役副市長（総務担当）	助役副市長	収入役危機管理監
副本部長助役（副市長（総務担当））	助役副市長	収入役危機管理監	危機管理監防災危機管理室長

上記以降の順位については、市行政組織順の各局長が担当するものとする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について別に定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄

- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等

### 3 消防機関の体制

#### (1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

## 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	種 別	担当局
損失補償 (法 159①)	特定物資の収用に関する事。 (法 81②)	総務局
	特定物資の保管命令に関する事。 (法 81③)	
	土地等の使用に関する事。 (法 82)	
	応急公用負担に関する事。 (法 113①・②)	
損害補償 (法 160)	国民への協力要請によるもの (法 70①・③、80①、115①、123①)	総務局
不服申立てに関する事。 (法 6, 175)		総務局
訴訟に関する事。 (法 6, 175)		

## (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

## 1 基本的考え方

## (1) 防災のための連携体制の活用

市は、~~武力攻撃事態等への国民保護措置~~が効果的かつ迅速な対応が実施できるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

## (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

## (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、~~個別の課題に~~「避難」、「救護」等の個々の国民保護措置に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。



## 2 県との連携

### (1) 県の連絡先の把握等

市は、県との緊密な連携を図るため、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。、定期的に最新の情報への更新を行う。

### (2) 県との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路や運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近接市町との連携

### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

※NBC 核兵器 (Nuclear weapon) , 生物兵器 (Biological weapon) , 化学兵器 (Chemical weapon)

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともにため、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく、定期的に最新の情報への更新を行う。

### (2) 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携等

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社及び社会福祉協議会との連携体制の整備を図る。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内（自治）会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、及び消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う避難誘導、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

### 1 非常通信体制の整備

#### (1) 非常通信体制の整備充実強化

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保整備に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

特に高齢者、障害者、外国人その他情報の伝達に際し援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図るよう努める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、<b>国民保護措置の実施に必要な緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</b>、<b>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</b>等の非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、<b>防災行政無線緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）</b>、<b>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</b>、<b>倉敷市緊急情報提供無線システム</b>、広報車両等を活用するとともに、高齢者、<b>障害者障がい者</b>、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	

## 2 通信の確保

市は、**全国瞬時警報システム（J-ALERT）**を活用し、実情に応じた情報伝達手段の多重化、多様化を推進し、住民への情報伝達に関する万全な体制の構築に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的な事項

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集、整理し、関係機関及び住民にこれらの情報を提供するため、**情報収集・提供体制の整備に努める。**

特に高齢者、障がい者、外国人その他情報の伝達に配慮すべき者に対しても、情報が迅速に提供できるよう必要な検討を行う。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、~~障害者障がい者~~、外国人等に対する伝達に配慮する。

### (2) ~~防災行政無線倉敷市緊急情報提供無線システム等~~の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる~~同報系その他~~の~~防災行政無線倉敷市緊急情報提供無線システム等~~の整備を図るとともに、~~デジタル化の推進や~~可聴範囲の拡大を図る。

### (3) ~~県警察及び海上保安部~~との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、~~県警察及び海上保安部~~との協力体制を構築する。~~また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。~~

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して~~警報の伝達方法について~~定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、~~特に昼間人口の多い地域における~~「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報の収集、整備及び提供に必要な準備

## (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号の安否情報報告書の様式により、安否情報を収集し、第2条に規程規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

## 【収集・報告すべき情報】

## 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

## 2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在遺体の安置場所

## (2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 倉 敷 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度，東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する職員の資質向上のため、国等の研修機関の研修課程を有効に活用する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、県と連携し、国が作成するビデオ教材や、eラーニング、外部有識者等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

※ eラーニング インターネットを活用した研修

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、単独又は近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

#### (3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内会、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の



参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等のに対応する計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、~~障害者障がい者等災害時要援護者~~への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、~~障害者障がい者~~等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として、避難支援プランを作成しつつ、~~災害時要援護者~~高齢者、~~障がい者~~等の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「~~災害時要援護者~~高齢者、~~障がい者~~等支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

### 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、~~消防庁がとの協議により、国が作成するマニュアルを参考に、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、~~複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。また、この場合において、~~高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難方法等について特に配慮する。~~

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

◎主な実施主体 ○補助

項 目	県	市
1 収容施設の供与	◎	○
2 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	○	◎
3 医療の提供及び助産	◎	○
4 被災者の捜索及び救出	◎	◎
5 埋葬及び火葬	◎	◎
6 電話その他の通信設備の提供	◎	○
7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	◎
8 学用品の給与	○	◎
9 死体の捜索及び処理	◎	◎
10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去	◎	○

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する倉敷市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する倉敷市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際して、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### (2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所，変電所	経済産業省	—
	2号	ガス工作物	経済産業省	—
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池	厚生労働省	—
	4号	鉄道施設，軌道施設	国土交通省	土木部（軌道施設に限る。）
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	—
	7号	水域施設，係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等，旅客ターミナル施設， 航空保安施設	国土交通省	企画振興部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林水産部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高压ガス	経済産業省	総務部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	—
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	—
	8号	毒劇薬（ <del>薬事法</del> 医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	総務部
	10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）	—
	11号	毒性物質	経済産業省	—

## 第3章 物資及び資材の備蓄，整備

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデ

ータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。



## 第3編 武力攻撃事態等への対処

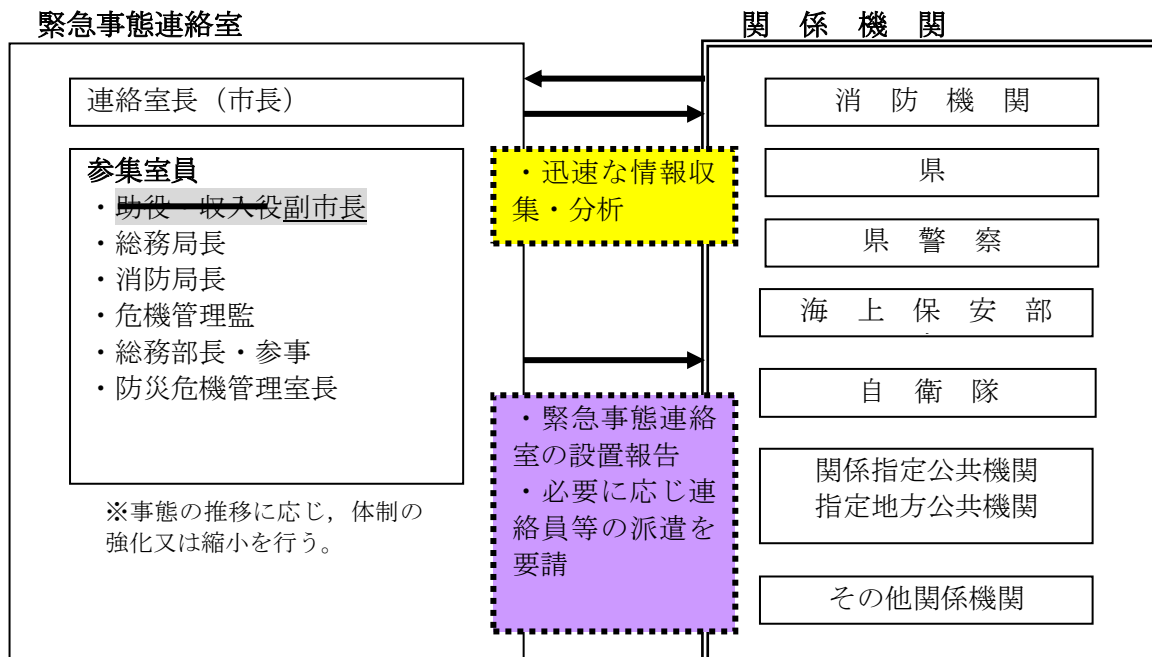
### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

##### 【緊急事態連絡室の構成等】



イ 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

##### (2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、

救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

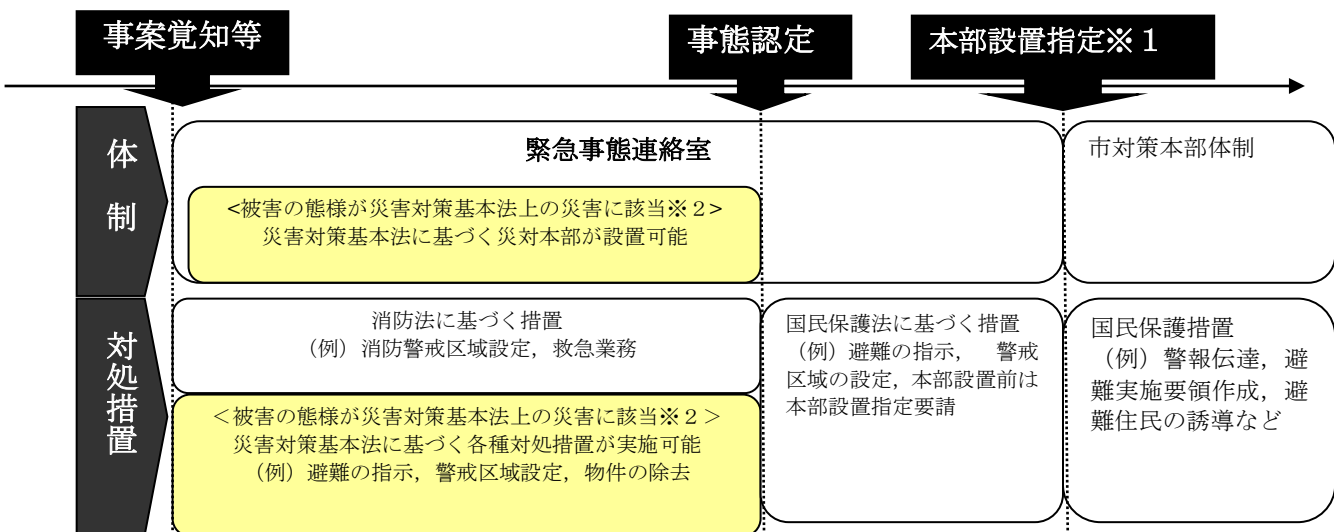
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当部局体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）。

##### ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### 【予備施設】

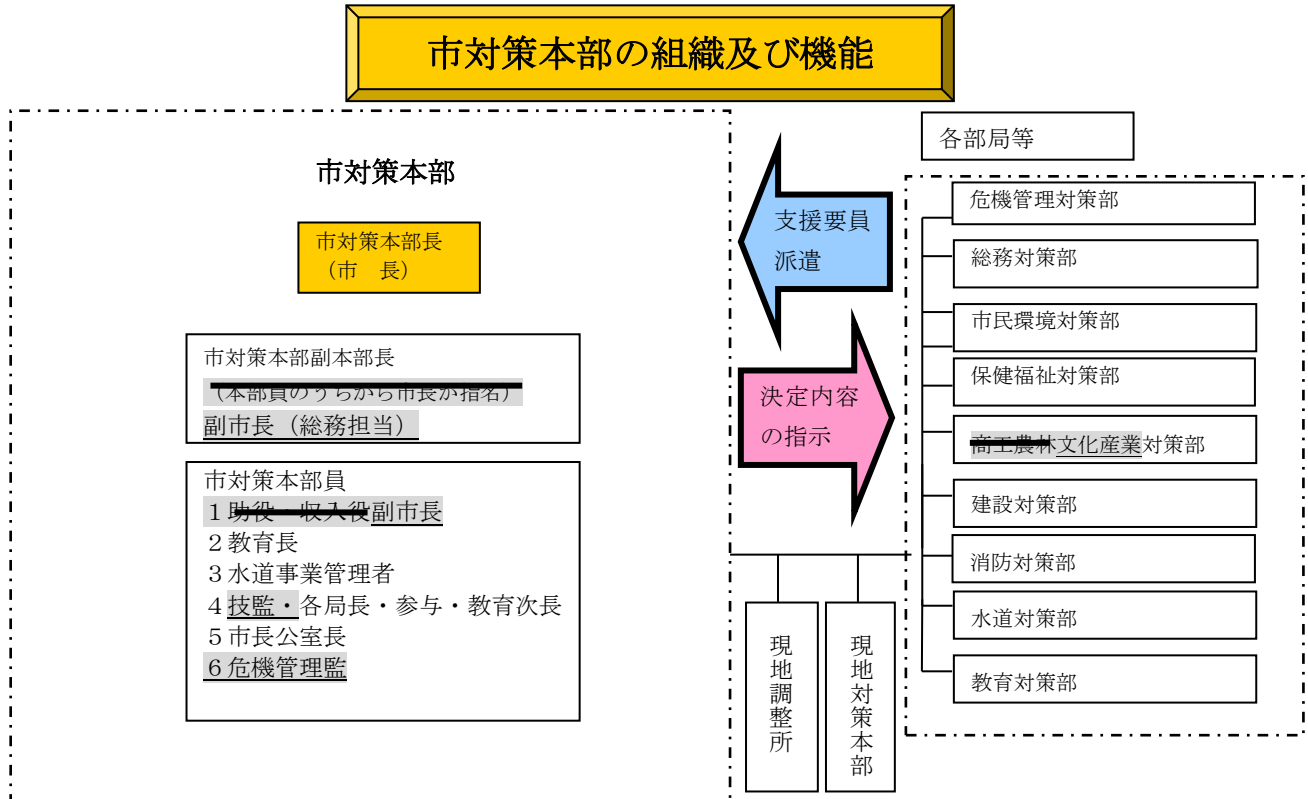
第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
消防局	児島支所	水島支所	玉島支所

#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



【市の各部局等における武力攻撃事態における業務】

機 関 名	内 容
各対策部共通	1 住民の避難誘導, 避難住民の救援等 2 各所管施設の応急復旧
危機管理対策部 (防災危機管理室・情報政策課)	1 市国民保護措置の総括 2 市対策本部の緊急設置・運営 3 市内における緊急避難及び避難住民の救援等の総合調整 4 緊急避難に係る他の市町村, 国, 県, 消防, 警察, 海上保安部, 自衛隊との連絡調整 5 避難の指示等 6 <del>災害時要援護者</del> 高齢者, 障がい者等の緊急避難対応 7 非常通信体制 ( <del>防災行政無線</del> 倉敷市緊急情報提供無線システム・かわせみネット等) の使用・維持 8 <del>被災情報の収集</del> 提供等

機 関 名	内 容
総務対策部 (政策審議監 市長公室・総合 政策局企画財政 局・総務局・収 入役室出納室・ 議会事務局・選 挙管理委員会事 務局・監査事務 局)	1 職員の緊急動員・派遣・受入等 2 職員の活動支援, 安否情報・確認等 3 市有財産・集中管理車両等の管理, 運用, 提供, 補修等 4 国民保護措置関係予算その他財政に関する執行等 5 武力攻撃災害等に係る緊急広報 6 応急公用負担・補償等, 費用の出納及び物品の調達 7 写真等による被災情報の記録・収集等 8 外国大保護体制への情報提供及び緊急避難被災情報の収集・提供等 9 特殊標章(赤十字標章を除く。)の緊急交付, 許可 10 安否情報の収集・提供等 11 町内会・自治会(自主防災組織)への緊急連絡調整・支援 12 ボランティア団体・国際協力援助隊等の受入調整 13 12 渉外・議会に関すること。 14 13 市役所仮庁舎への移転・現地対策本部の緊急設置等 15 炊き出しに関すること。 16 14 15 その他各対策部の事務に属さないこと。
市民環境対策部 (市民環境局市 民局・環境リサ イクル局)	1 避難場所(広域含む。)等の緊急開設・運営 2 戸籍等の保護, 火葬等の許可 3 避難住民への生活必需品の供給と確保 4 炊き出しに関すること。 5 入浴施設, 簡易トイレ等の確保, 提供 6 死体の処理, 埋葬等の対応等 7 廃棄物, し尿の処理対応等 8 有害物質等の保安対策 9 人権の擁護 10 下水道の状況確認, 応急復旧 11 10 11 その他各他の対策部に属さない生活支援及び保護に関すること。
保健福祉対策部 (保健福祉局・ 保健所)	1 災害時要援護者高齢者, 障がい者等の緊急避難対応 2 ボランティア団体への支援・調整 3 医療・助産, 避難の対応 4 感染症の予防, 対策等 5 食品衛生, 水質検査等の管理 6 保育所及び認定こども園の園児の緊急避難対応 7 保育所及び認定こども園の園児の応急保育及び教育対応 8 避難住民等の健康維持, 保健衛生管理 9 福祉避難所に関すること。
商工農林文化産 業対策部 (経済局文化産 業局・農業委員 会事務局)	1 輸送力の計画, 手配, 運営 2 商工業関係の被害調査, 応急対策 3 観光施設等への緊急連絡, 応急対策 4 避難住民への食品の供給・確保 5 農林水産業関係の被害調査, 対策 6 家畜防疫, 死亡獣畜処理等 7 応急復旧資材等の調達 8 漂流物等に関する情報収集, 保管, 対処等 9 外国人保護体制への情報提供及び緊急避難

機 関 名	内 容
建設対策部 (技監・建設局)	1 道路の緊急状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の緊急手配, 提供 3 ライフライン(電気, ガス, 電話等)の緊急復旧及び確保に関する連絡調整等 4 用地の確保, 土地の使用, 提供等 5 危険工作物, 支障となる工作物の除去等 6 土木資機材等の緊急手配, 確保・提供 7 建設の制限, 緩和等 8 被災者住宅の再建支援 9 市営住宅の状況確認, 提供, 応急復旧 <del>10 下水道の状況確認, 応急復旧</del>
消防対策部 (消防局)	1 消火, 救助・救急等 2 危険物等の保安対策, 対処 3 被災情報, 気象情報等の収集・提供 4 避難誘導及び緊急救出 5 行方不明者の捜索 6 緊急復旧等 7 災害地の警備 8 消防団, 所管施設等との連絡強化及び協力 9 特殊標章(赤十字標章を除く。)の緊急交付, 許可
水道対策部 (水道局)	1 上水道, 給水その他飲料水の供給・確保 2 水道施設の災害対策及び被害調査と対応 3 水道施設の状況確認, 応急復旧
教育対策部 (教育委員会)	1 園児・児童・生徒の避難等 2 園児・児童・生徒の応急教育 3 避難所の開設, 運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握, 対策, 提供 5 文化財の緊急保護
地区本部	1 各所管事務分掌に準ずる。

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

##### イ 広報手段

広報紙, テレビ・ラジオ放送, 記者会見, 問い合わせ窓口の開設, インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して, 住民等に迅速に提供できる体制を整備

##### ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に

応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

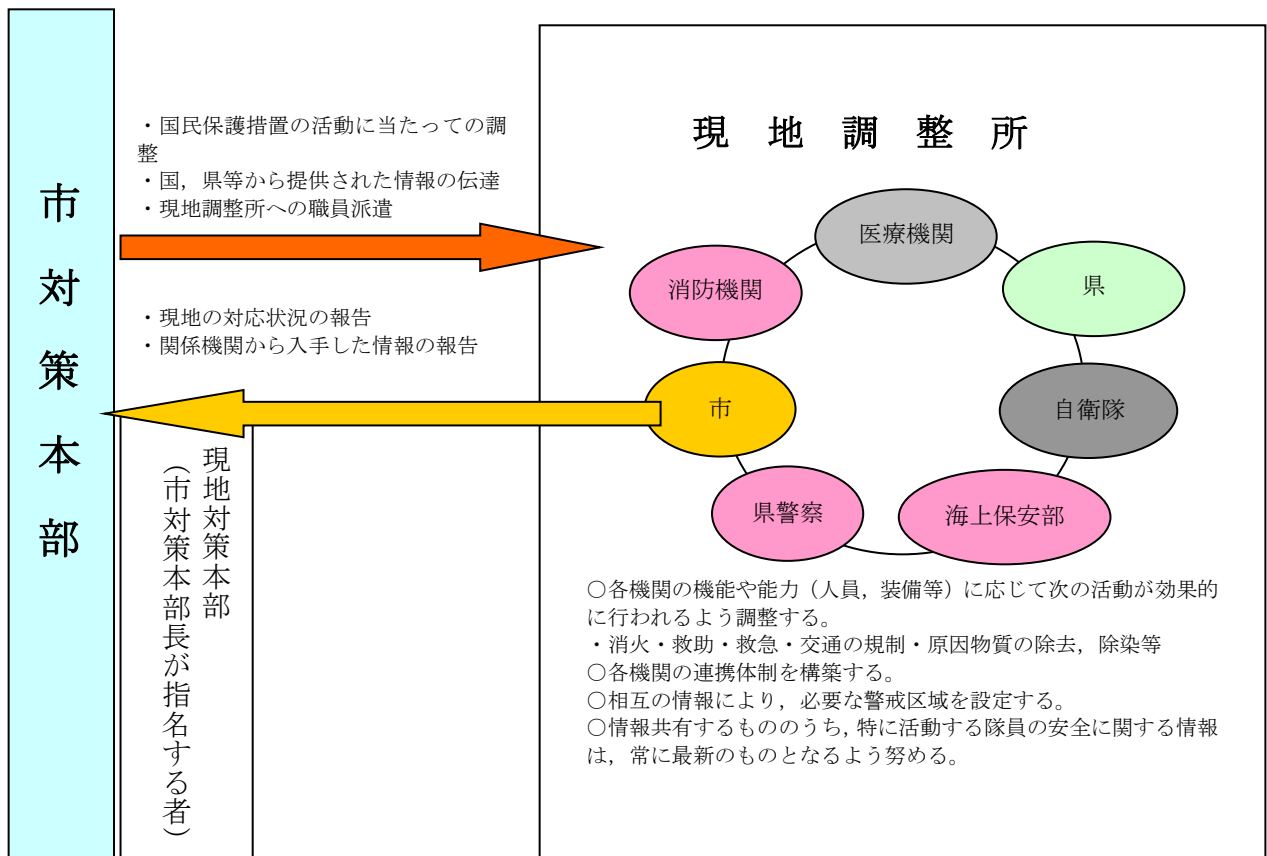
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内に係る国民保護措置を実施するため、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、~~移動系市防災行政無線~~ IP携帯電話等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、~~同報系無線~~、~~地域防災無線~~倉敷市緊急情報提供無線システム等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認



市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳<sup>ふくそう</sup>により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳<sup>ふくそう</sup>により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

### 1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請

する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊岡山地方協力本部長又は陸上自衛隊第13特科隊長を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては呉地方総監、航空自衛隊にあつては西部方面航空隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 知事等及び他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 知事等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣の要請を行う。~~また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。~~ただし、人命救助等のため緊急を要する場合には、直接要請を行う。

(2) 職員派遣のあっせんの要求

市は、~~(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられない場合や、派遣について適任者がいない場合には、県に対してあっせんを求める。~~

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内（自治）会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、県と連携した適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保

する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、又は国の緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内（自治）会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

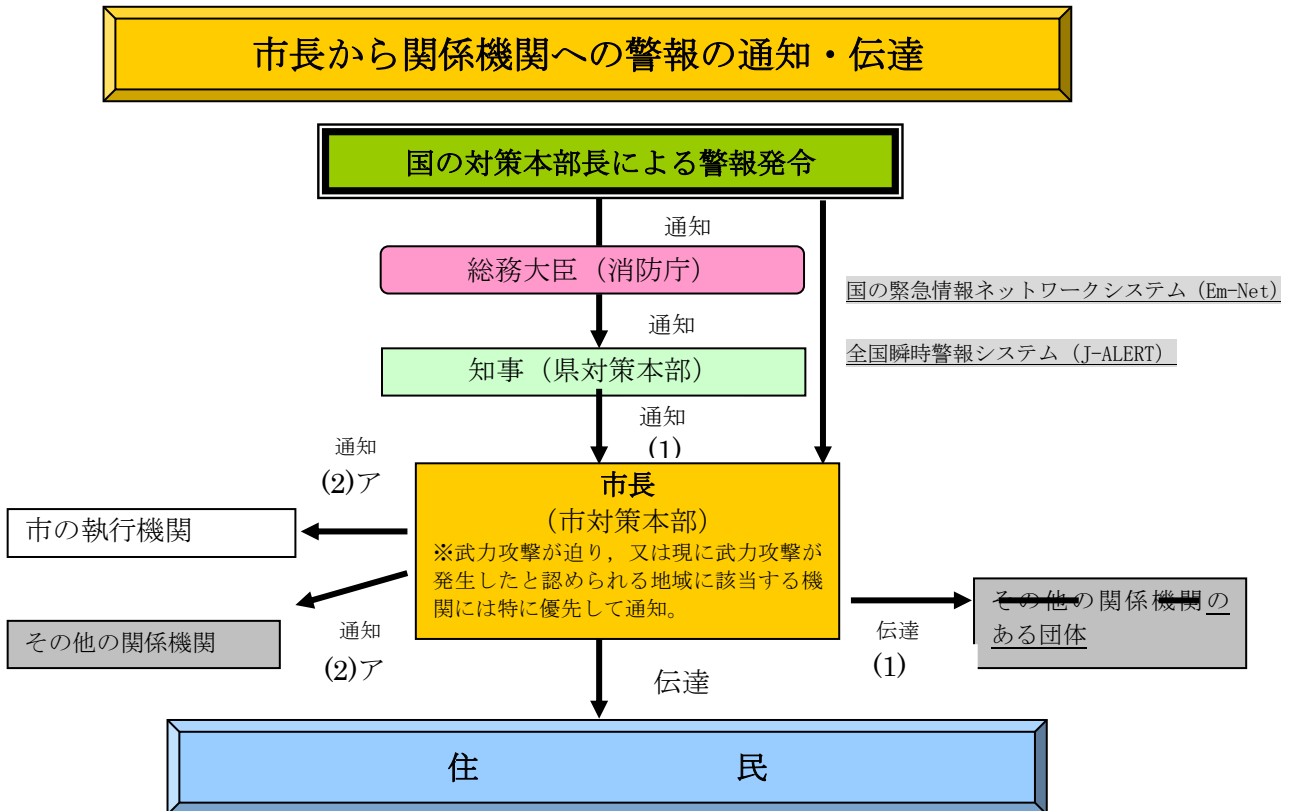
##### (2) 警報の内容の通知

ア 市は、執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報の報道発表について速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/index.html>）に警報の内容を掲載する。

- (3) CATV, コミュニティFMによる住民への伝達  
市は、警報についてCATV, コミュニティFMにより住民に伝達する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※市長は、ホームページ (<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/index.html>) に警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、~~防災行政無線倉敷市緊急情報提供無線システム~~のほか IP 無線、拡声器を活用するなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、~~同報系防災行政無線倉敷市緊急情報提供無線システム~~で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) 原則として、サイレンは使用せず、~~防災行政無線倉敷市緊急情報提供無線システム~~やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会、自治会等への

協力依頼などの~~防災行政無線倉敷市緊急情報提供無線システム~~による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会、自治会や~~災害時要援護者高齢者、障がい者等~~への伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトロールカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、~~障害者障がい者~~、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、~~災害時要援護者高齢者、障がい者、外国人等~~について、防災・福祉部局との連携の下で、~~災害時要援護者~~に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 第2 避難住民の誘導等

### 1 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

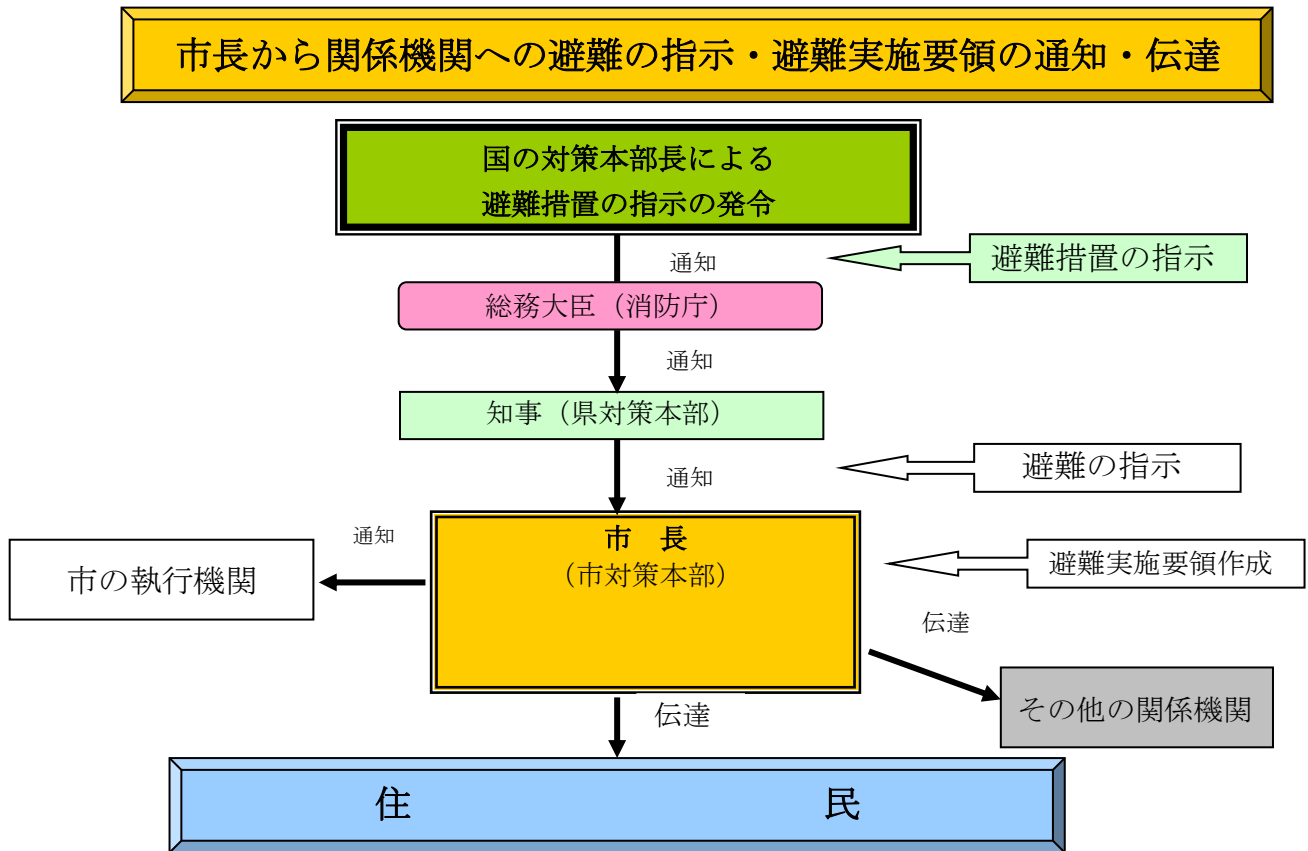
ア 市域が要避難地域に指定されたとき。

市長は、当該要避難地域の市民に対し、避難の指示を伝達する。

イ 市域が避難先地域に指定されたとき。

避難住民の受け入れができるよう、体制を早急に整備する。また、避難施設を早急に開設できるよう県に協力する。

避難の指示及び避難実施要領の流れについては次のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### (2) 避難実施要領に定める主な事項

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(イ) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(エ) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(オ) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(カ) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

イ 避難住民の誘導の実施方法

(ア) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(イ) 高齢者、障害者障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(ウ) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(エ) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(ア) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(イ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等（市対策本部）

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。



- ア 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要援護者高齢者、障がい者等の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、~~避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。避難実施要領を定めたときは、市の各執行機関及び消防関係機関、県、県警察、自衛隊のほか、海上関係については海上保安部等 (離島及び沿岸部に限る)、また、関係する運送事業者である指定地方公共機関等に通知する。~~

~~またさらに、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊岡山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。倉敷市緊急情報提供無線システム、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達する。~~

~~さらにまた、~~市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内 (自治) 会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化

を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

## (2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者高齢者、障がい者等の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内（自治）会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者高齢者、障がい者等に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

## (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内（自治）会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

## (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障害者障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者障がい者団体等と協力して、災害時要援護者高齢者、障がい者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生した場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者であ

る指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市町と連携を図る。

~~(13)~~ (14) 避難住民の復帰のための措置

ア 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

イ 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、第2編第2章3に定める市と県の役割分担において市が主な実施主体となる場合も同様とする。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合、又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合、又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合、又は主な実施主体となる場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。



市は、業務を遂行する中で安否情報を保有している可能性のある~~する~~運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、~~当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに~~基づいて提供が行われるよう留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を、安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合には、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、~~安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市対策本部を設置するときは、同時に安否情報の照会窓口を設置するとともに、その電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市ホームページ等により住民に周知する。~~

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

~~① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。~~

~~② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき~~



~~は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。~~

市は、照会に係る者の安否情報を保有・整理しているときは、次の手続きにより回答を行う。

ア 身分証明書等により本人であることを確認する。

イ 照会による回答が不当な目的に使用されるおそれがないことを確認する。

ウ 安否情報省令第4条に規定する様式5号項目中、避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの2項目について原則として回答する。

なお、ウの2項目以外の事項について照会があった場合は、照会に係る者の同意があるなどの特別な事情があるときは、照会のあった2項目以外の事項について回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する記録する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、個人の情報の保護に配慮しつつ、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

~~当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。~~

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

~~消防吏員は、~~武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは~~消防吏員、警察官又は海上保安官は、~~速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候~~を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官からに~~関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 第2 応急措置等

#### 1 退避の指示

##### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要

があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、市民に避難の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断される次のような場合には、「屋内への退避」を指示する。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民に何ら防護手段がなく、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、危険性が少ないと考えられるとき。

イ 攻撃を企てたゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、行動の実態等について情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

## (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、~~市防災行政無線~~、~~広報車等~~倉敷市緊急情報提供無線システム、~~市が保有する伝達手段~~により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住

民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、必要に応じた警戒区域の範囲の変更等を行う。

イ NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。  
武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若

しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密に連携のとれた活動を行う。

※ トリアージ 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ適切な搬送・治療を行うこと。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

㊦ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長、消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

## 第3 生活関連等施設における災害への対処等

### 1 生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

#### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

#### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理しているものを含む）について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

### 2 危険物資等危険物等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

#### 【対象】

ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区

が登録の権限を有する場合)

**【措置】**

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3，毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- イ 危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

**3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止**

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

**第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等**

**1 武力攻撃原子力災害への対処**

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、地域防災計画に定められた放射性物質事故対策の措置に準じた措置を講ずる。

**(1) 地域防災計画（放射性物質事故対策）等に準じた措置の実施**

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画（放射性物質事故対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

**(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する関係機関への通報**

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通報を受けたときは、消防局に連絡する。

イ 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するための公示を発した旨の通知を知事から受けたときは、警報の通知に準じて、関係機関に公示



の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けたときは、消防局に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難等の措置

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況から避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、市民に対して避難の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

市は、県が安定ヨウ素剤の予防服用の実施を行うときは、これに協力する。

(5) 国への措置命令の要請

市長は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事が、原子力規制委員会等に対して必要な措置を講ずるよう命ずることを国に要請するよう求める。

(6) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(7) 要員の安全確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策にあたる要員の安全確保に配慮する。

## 2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。また、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて医療機関等と共有するとともに、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

## (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国・県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等への指導とともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染されたときは、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

## ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

## イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

## ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、このように、生物剤の散布等による攻撃の状況については、通常の被害の状況等

の把握の方法とは異なる点に留意し、保健所等関係機関と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（~~上記表中の占有者、管理者等~~）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

### 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、~~市防災行政無線~~ F A X その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、~~被災情報の収集に当たっては~~収集した被災情報については、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、F A X等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について~~あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、F A X等により県が指定する時間に県に対し、~~県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、~~障害者~~障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため低下によって、感染症等に罹患することを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生対策

④ 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

#### (6) こころのケア対策

市は、必要に応じて、武力攻撃事態時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安定に対応するため、被災者の状態に応じた段階的なこころのケアを行う。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、医師・保健師による訪問やカウンセリングを行う。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 3 文化財の保護

### (1) 市指定文化財等に関する勧告の告知

市は、文化庁長官が市内に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市内に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し、当該勧告を告知する。

### (2) 文化財の応急対策

市は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合、安全の確保に十分配慮の上、被害状況について調査する。文化財の所有者等や関係機関と連携して速やかに応急措置を講じるよう努める。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

### 1 生活関連物資等の価格安定

#### (1) 価格の安定を図るための措置

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

#### (2) 関係法令に基づく措置

ア 生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「買占め等防止法」という。)に基づく措置

国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(「以下特定物資」という。)を指定した場合においては、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売事業者(小売業者を除く)及び市の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、

- (ア) 特定物資について、その価格の動向及び受給の状況に関する必要な調査(買占め等防止法第3条)
- (イ) 特定物資 $\Delta$ を生産、輸入又は販売 $\Delta$ する事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示(買占め等防止法第4条第1項)
- (ロ) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令(買占め等防止法第4条第2項)
- (ハ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)
- (ニ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問(買占め等防止法第5条第1項及び第2項)

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合においては、市の区域内のみに事務所等を有し指定物資を生産、輸入又は販売事業者(小売業者を除く)及び市の区域内に事務所等を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次のことを行う。

- (ア) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項)
- (イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下で販売すべきことの指示及び正当な理由無く従わなかった者の公表(国民生活安定緊急措置法第7条)
- (ロ) (ア)及び(イ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(国民生活安定緊急措置法第30条第1項)

### 2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書学用品の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のためを図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期、並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する講ずる。

### 3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

ア 水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。  
イ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の公共的施設の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。



## 第11章 特殊標章等の交付及び管理

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

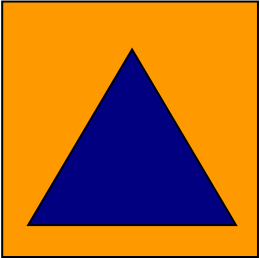


第一追加議定書第66条~~3~~4に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

表面	裏面																								
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">（この証明を発給する国及び当局の名を記載するための余白）</p> <p><b>身分証明書</b></p> <p>文民保護の要員用</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p style="font-size: small;">生年月日（又は年齢）・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p style="font-size: small;">識別のための番号がある場合にはその番号・・・・・・・・</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p style="font-size: small;">・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p style="font-size: small;">発給年月日・・・・・・・・証明書番号・・・・</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">発給当局の署名</p> <p style="font-size: small;">有効期間の満了日・・・・・・・・</p>																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長</td> <td style="width: 33%;">眼の色</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">武器.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; height: 100px; vertical-align: middle;">所持者の写真</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章</td> <td colspan="2">所持者の署名若しくは 拇印又はその双方</td> </tr> </table>	身長	眼の色	頭髪の色	.....	.....	.....	その他の特徴又は情報			.....			.....			武器.....			所持者の写真			印章	所持者の署名若しくは 拇印又はその双方	
身長	眼の色	頭髪の色																							
.....	.....	.....																							
その他の特徴又は情報																									
.....																									
.....																									
武器.....																									
所持者の写真																									
印章	所持者の署名若しくは 拇印又はその双方																								

(身分証明書のひな形)

### (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

#### ア 市長

(ア) 国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）

~~で国民保護措置に係る職務を行うもの~~

- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防局長

(ア) ~~国民保護措置に係る職務を行う市の消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの~~

- (イ) 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、~~特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たってのジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止について、~~教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

#### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して

実施する。

## (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示のに係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

### 4 市民の権利利益の救済に係る手続等

#### (1) 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済について、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、市民の権利利益の救済にあたっては、原則として保護措置を実施した部局が担当することとし、必要に応じ、武力攻撃災害発生時の専門家等の協力を得ることなどにより、迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	概 要
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
損害補償 (法第160条)	市民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申し立てに関する事。(法第6条, 第175条)	
訴訟に関する事。(法第6条, 第175条)	

(2) 市民の権利利益に関する文書の保管

市は、市民の権利利益に関する救済の手続きに関する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。